広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第十五号

広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島県都市公園条例施行規則（昭和五十五年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第六条関係） 一・二　（略） 三　（略） 1　（略） 2　（略）				別表（第六条関係） 一・二　（略） 三　（略） 1　（略） 2　（略）			
占用物件の区分	単位	金額		占用物件の区分	単位	金額	
上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの				上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設で地下に設けられるもの			
外径が〇・〇七メートル未満	〇・〇一メートル一年につき	〇・八円	（略）	外径が〇・〇七メートル未満	〇・〇一メートル一年につき	〇・七円	（略）
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満		〇・九円		外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満		〇・八円	
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満		一・二円		外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満		一・一円	
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満		一・五円		外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満		一・三円	
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満		一・八円		外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満		一・六円	
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満		二・四円		外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満		二・二円	
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満		三・八円		外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満		三・四円	
外径が〇・七メートル以上一メートル未満		五・三円		外径が〇・七メートル以上一メートル未満		四・八円	
外径が一メートル以上		一〇・二円		外径が一メートル以上		九・二円	

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。